

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」(案)の概要

(1) 排水基準等の強化

以下の4つの省令に定められた亜鉛に係る基準を強化します。

①排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

別表第二中、亜鉛含有量の許容限度：5 mg/l → 2 mg/l

②海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）

別表第一中、亜鉛又はその化合物の基準：5 mg/l以下 → 2 mg/l以下

③一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）

別表第一中、亜鉛含有量の基準：5 mg/l以下 → 2 mg/l以下

④南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成9年総理府令第53号）

別表第八中、亜鉛含有量の基準値：5 mg/l以下 → 2 mg/l以下

(2) 排水基準省令における暫定基準の設定

排水基準を定める省令においては、以下のとおり、暫定排水基準を設定します。

- ・排水基準に対応することが著しく困難と認められる以下の10業種に属する特定事業場に対し、施行後5年間に限った暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定する。暫定排水基準は、5 mg/lとする。

- ① 金属鉱業
- ② 無機顔料製造業
- ③ その他の無機化学工業製品製造業
- ④ 表面処理鋼材製造業
- ⑤ 非鉄金属第一次製錬・精製業
- ⑥ 非鉄金属第二次製錬・精製業
- ⑦ 建設用・建設用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）
- ⑧ 溶融めっき業
- ⑨ 電気めっき業
- ⑩ 下水道業（①～⑨に属する工場又は事業場から排除される下水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のもの※に限る。）

※ 「一定のもの」とは、次の算式により計算された値が2を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下「当該下水道」という。）に下水を排除する下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に定める特定事業場（「特定事業場」という。）ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排除される下水の亜鉛及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 亜鉛の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排除される下水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

- ・ 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一第74号に掲げるいわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとする。

(3) 猶予期間の設定

改正省令の施行にあたり、以下の基準については、猶予期間を設けることとし、猶予期間中は、なお従前の例によることとします。

①排水基準を定める省令関係

- ・ この省令の施行の際現に水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。以下同じ。）の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水の亜鉛含有量についての排水基準 →猶予期間：6月間

②海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令関係

- ・ この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十条第二項第三号に掲げる排出を行っている者に係る同号に掲げる排出に係る廃棄物に係る判定基準 →猶予期間：6月間
- ・ この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第201号。以下「海洋汚染防止法施行令」という。）第六条第四号に掲げる廃棄物の海洋投入処分を行っている者が行う海洋投入処分に係る廃棄物の判定基準 →猶予期間：平成19年3月31日までの間
- ・ この省令の施行の際現に海洋汚染防止法改正法による改正後の海洋汚染防止法第十条の六第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は申請に係る水底土砂に係る判定基準 →猶予期間：6月間

③一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令関係

- ・ この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は申請に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準等 →猶予期間：6月間

④南極地域の環境の保護に関する法律施行規則関係

- ・ この省令の施行の際現に南極地域の環境の保護に関する法律第五条第一項の確認を受けている者又は確認を申請している者の当該確認又は申請に係る南極地域活動において行う海域への液状廃棄物の排出に係る液状廃棄物に係る基準 →猶予期間：6月間

(4) 罰則についての措置

以下の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。

- ・ この省令の施行前にした行為
- ・ (3) で猶予期間を設けられている場合におけるこの省令の施行後にした行為

(5) 施行期日

平成18年12月10日を予定しています。